

人事行政の運営等の状況を公表します

小野市では、平成17年3月に「小野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年4月に施行しました。

この条例の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を市民のみなさまにお知らせいたします。

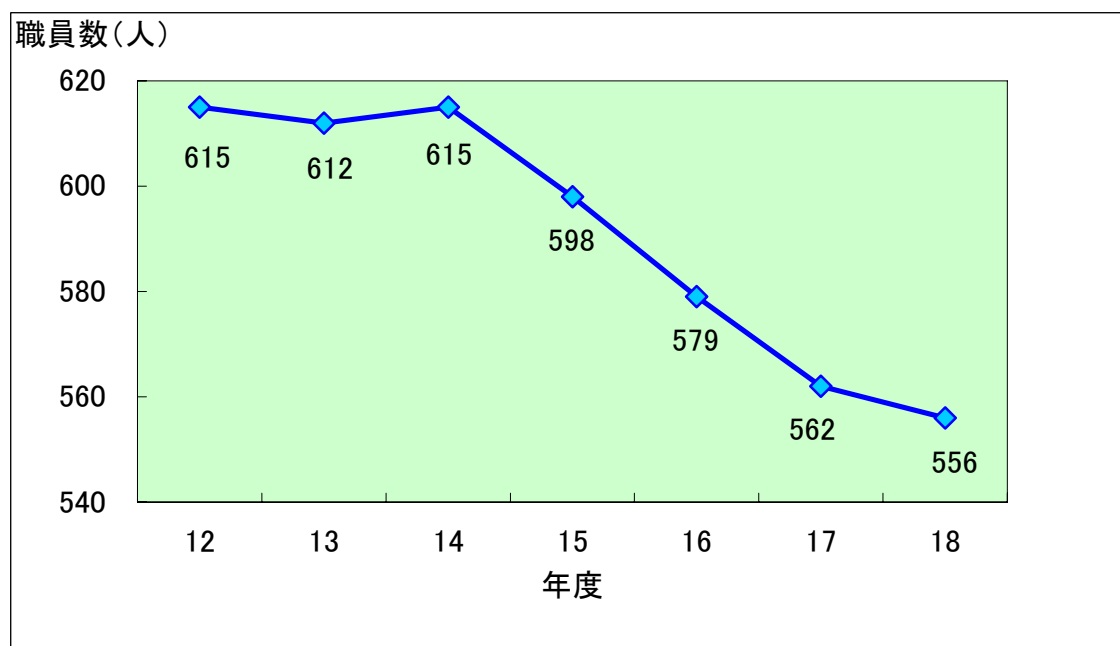
本市では、これまでも、広報で職員の給与等を公表してきましたが、新たにサービスの状況等を公表することによって、より一層の人事行政の公平性と透明性の確保に努めてまいります。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

本市では、新規採用の抑制、民間委託の導入等により、定員の適正化に努め、コスト削減及び効率性の確保に取り組んできました。

その結果、正規職員数は、平成12年度と平成18年度を比較すると**59人減**となります。

●市全体職員数推移



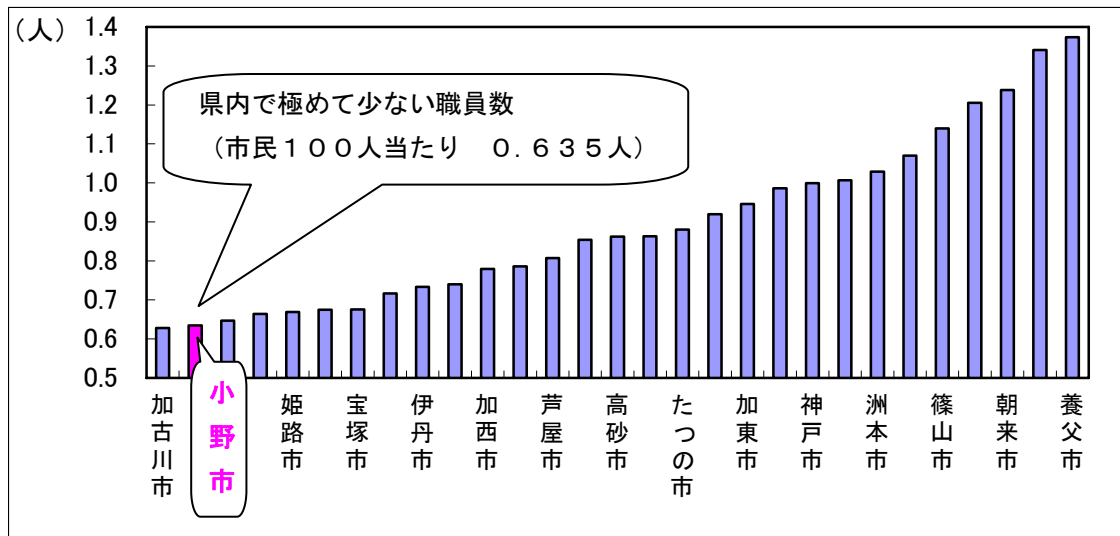
※職員数は、各年度4月1日現在の小野市職員定数条例で定める正規職員数です。

(一般事務職員のほか、消防職員、医療職員も含まれます。)

また、次ページのグラフは、平成18年4月1日現在の市民100人当たりの職員数(ただし、職員数は病院職員、消防職員を除いた数です。)を示したものです。

本市は、県内29市のうち、加古川市に次いで2番目に少ない職員数(0.635人)となっています。

●平成18年度市民100人当たり職員数



なお、平成17年度における職員の任免状況及び職員数に関する状況は、以下に示すとおりです。

(1) 職員の任免の状況 (平成17年4月～平成18年3月)

① 採用

職種区分	採用者数		
	男	女	計
保健師	0人	2人	2人
消防職	2人	0人	2人
医師	3人	1人	4人
看護師	0人	8人	8人
その他教育職	2人	0人	2人
計	7人	11人	18人

※「その他教育職2人」は、県からの割愛採用によるものです。

② 昇格・昇任

昇格とは、職務の級が給料表の上位の職務の級に変わることであり、昇任とは、現在の職より上位の職に任命されることです。平成17年度中の行政職における各役職への昇格・昇任は次のとおりです。

役職区分	男	女	計
次長級	3人	0人	3人
課長級	3人	1人	4人
課長補佐級	4人	0人	4人
係長級	7人	2人	9人
主務級	6人	0人	6人
非役職者	4人	0人	4人
計	27人	3人	30人

③ 降任

降任とは、現在の職より下位の職に任命されることであり、職員本人の希望による降任と分限処分としての本人の意に反する降任があります。

平成17年度は降任された者はいませんでした。

④ 退職

職種区分	定年	希望	自己都合	死亡	計
一般行政職	5人	5人	1人	1人	12人
消 防 職	0人	0人	1人	0人	1人
技能労務職	1人	0人	0人	0人	1人
医 師	0人	0人	5人	0人	5人
看 護 師	0人	2人	14人	0人	16人
教 育 職	0人	0人	2人	0人	2人
計	6人	7人	23人	1人	37人

(2) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

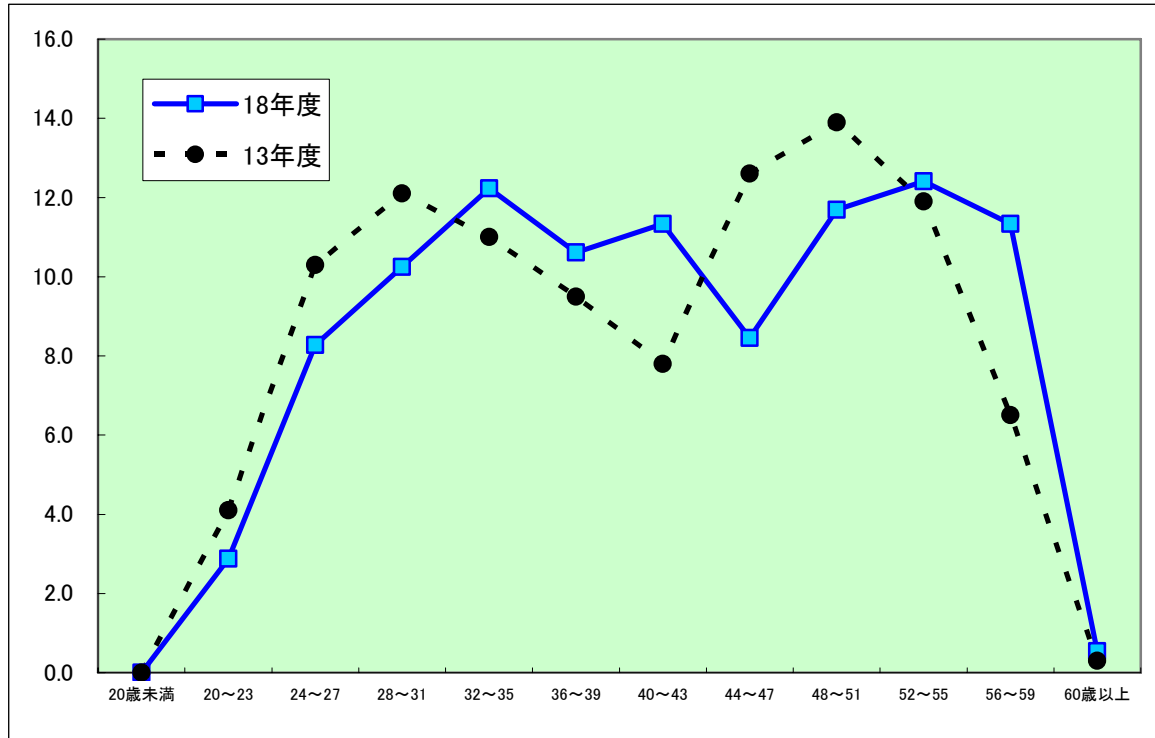
部門	区分	職 員 数		対前年 職員数	主な増減理由
		平成18年	平成17年		
一般行政部門	議 会	3	4	△1	退職者不補充
	総務企画	67	68	△1	事務の効率化
	税 務	16	17	△1	事務の効率化
	民 生	37	34	3	障害者自立支援法の施行及び 少子化対策事業に伴う人員増
	衛 生	27	28	△1	事務の効率化
	農林水産	17	17	0	
	商 工	5	5	0	
	土 木	39	38	1	市街地景観整備事業等の充実
	小計	211	211	0	
特別行政部門	教 育	66	69	△3	事務の効率化
	消 防	62	62	0	
	小計	128	131	△3	
公営企業等会計部門	病 院	178	182	△4	産婦人科閉鎖による職員減
	水 道	15	17	△2	事務の効率化（民間委託）
	下 水 道	5	5	0	
	そ の 他	19	16	3	国保、介護保険事業の充実
	小計	217	220	△3	
合 計		556	562	△6	

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含んでいますが、臨時又は非常勤職員は除いています。

(3) 職員年齢別構成の状況（平成18年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	16	46	57	68	59	63	47	65	69	63	3	556

年齢別職員構成比（%）



(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標の進捗状況

部門	H17.4.1 職員数	数値目標			増減実績			
		H22.4.1 職員数	対17年 増減数	対17年 増減率	H18.4.1 職員数	対17年 増減数	対17年 増減率	
総数	人 562	人 537	人 △25	% △4.4	人 556	人 △6	% △1.1	
内訳	一般行政部門	人 211	人 194	人 △17	% △8.1	人 211	人 0	% 0.0
	教育部門	人 69	人 61	人 △8	% △11.6	人 66	人 △3	% △4.3
	消防部門	人 62	人 62	人 0	% 0.0	人 62	人 0	% 0.0
	公営企業等 会計部門	人 220	人 220	人 0	% 0.0	人 217	人 △3	% △1.4

※1 数値目標については、集中改革プラン（平成17年～22年）における定員管理の数値目標を記載。

※2 H17.4.1職員数及びH18.4.1職員数については、地方公共団体定員管理調査報告数値を記載。

2 給与の抑制措置の取組状況

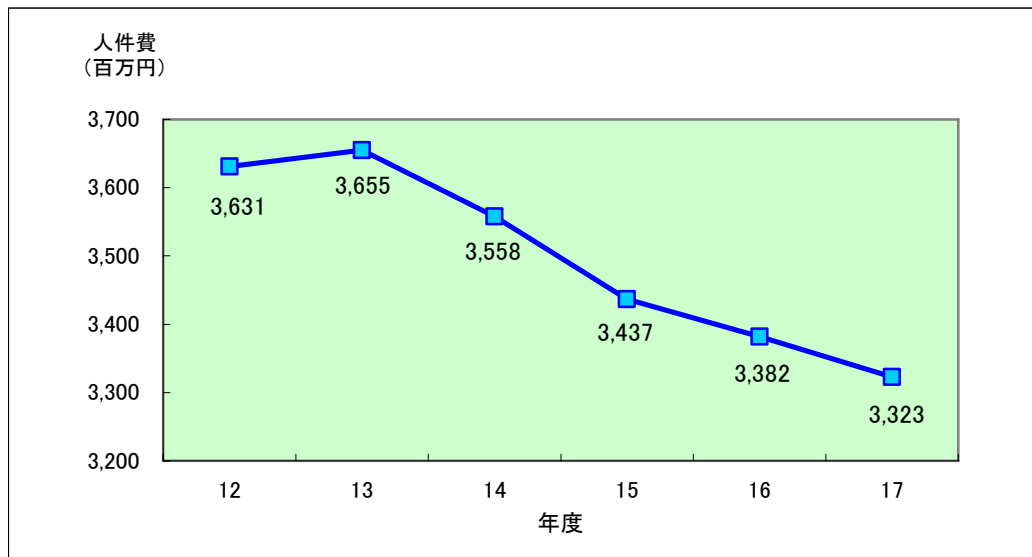
本市では、定員の適正化のほか、諸手当を含む給与の見直しも行き、給与の抑制にも取り組んでいます。最近の抑制措置は次のとおりです。

定員の適正化及び給与の抑制措置により、平成11年度から平成17年度までの削減効果は約17億円となります。

(1) 給与の抑制措置の内容

	一 般 職	特 別 職
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 通勤手当の改正 2 km未満の通勤手当廃止、 10 km未満の支給額引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 期末手当の減額 市 長：10%減額（継続中） 助 役：7%減額（～H17.12月期） 収入役：5%減額（～H17.12月期） 教育長：5%減額（～H17.12月期）
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 55歳昇給停止 	
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 調整手当の改正 率を6%から5%に引下げ 定年退職時特別昇給の廃止 	
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 職員互助会への交付金廃止 	
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 調整手当の廃止 勤勉手当への成績率導入 特殊勤務手当の見直し 趣旨に適さない手当を廃止 (18手当→5手当に削減) 	

(2) 普通会計人件費の推移



※1 普通会計とは、水道、市民病院などの企業会計を除いたものです（以下同じ）。

※2 上記人件費は、普通会計決算統計における数値です。

※3 上記人件費には、投資的経費に係る人件費は含まれていません。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A
平成17年度	49,744 人	17,244,806 千円	343,449 千円	3,425,002 千円	19.9%
平成16年度	49,974 人	19,085,111 千円	326,592 千円	3,531,532 千円	18.5%

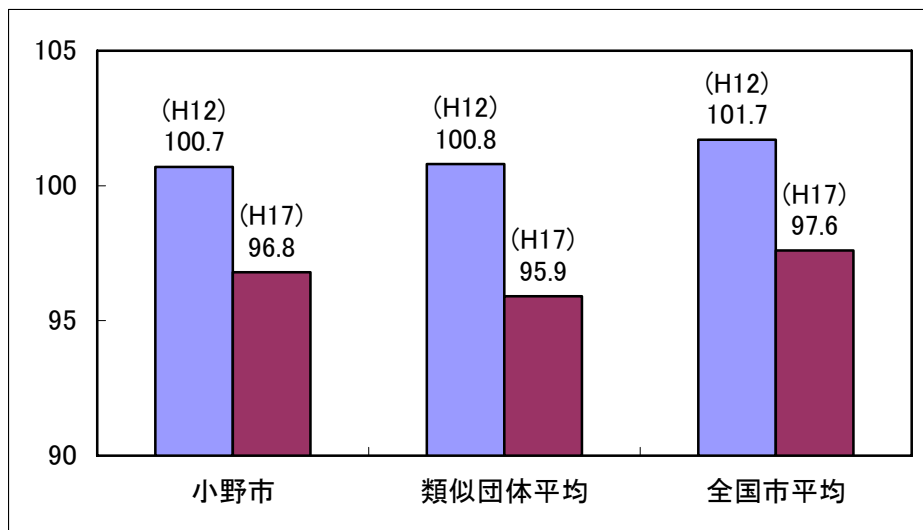
※人件費には、市長や市議会議員等に支給される給与・報酬等を含みます。また、投資的経費に係る人件費も含んでいます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成18年度	341 人	1,453,865 千円	309,242 千円	605,407 千円	2,368,514 千円	6,946 千円
平成17年度	347 人	1,471,841 千円	403,053 千円	622,029 千円	2,496,923 千円	7,196 千円

※給与費は当初予算に計上された額（退職手当除く）です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



※1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 B
一般行政職	小野市 (H18. 4. 1 現在)	44 歳 0 月	360,800 円	440,894 円	395,947 円
	兵庫県 (H18. 4. 1 現在)	43 歳 11 月	366,731 円	478,685 円	428,438 円
	国 (H18. 4. 1 現在)	40 歳 4 月	328,477 円	—	381,212 円
技能労務職	小野市 (H18. 4. 1 現在)	49 歳 2 月	346,600 円	369,787 円	357,264 円
	兵庫県 (H18. 4. 1 現在)	47 歳 4 月	347,257 円	417,496 円	391,157 円
	国 (H18. 4. 1 現在)	48 歳 4 月	286,500 円	—	318,595 円
医師職	小野市 (H18. 4. 1 現在)	43 歳 1 月	494,800 円	1,107,154 円	642,631 円
	国 (H18. 4. 1 現在)	46 歳 0 月	483,409 円	—	713,939 円
医療技術職	小野市 (H18. 4. 1 現在)	42 歳 10 月	365,300 円	474,093 円	389,237 円
	国 (H18. 4. 1 現在)	42 歳 3 月	324,544 円	—	370,906 円
看護職	小野市 (H18. 4. 1 現在)	35 歳 0 月	303,200 円	370,399 円	316,512 円
	国 (H18. 4. 1 現在)	37 歳 6 月	292,549 円	—	325,290 円
消防職 (H18. 4. 1 現在)		40 歳 3 月	337,800 円	413,944 円	373,979 円
教育職 (H18. 4. 1 現在)		51 歳 2 月	470,300 円	568,673 円	546,282 円

※1 「平均給与月額 A」は、給料と諸手当（期末・勤勉手当、退職手当を除いたもの）の月額の合計額です。

※2 「平均給与月額 B」は、給料と国家公務員の公表されている諸手当の月額の合計額（公表されている国家公務員の平均給与月額には、期末・勤勉手当、退職手当のほか、時間外勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないことから、比較のため同じベースで再計算したもの）です。

※3 一般行政職とは、税務職、消防職、企業職、教育職、医療職及び技能労務職以外のものです。

※4 教育職には、小学校、中学校勤務の教諭は含まれていません。

(5) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		小野市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	176,800 円	180,400 円	(Ⅱ種) 170,200 円
	高校卒	148,000 円	145,400 円	(Ⅲ種) 138,400 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	265,400 円	327,977 円	381,000 円
	高校卒	228,600 円	268,200 円	311,300 円
技能労務職	高校卒	221,100 円	260,500 円	304,700 円

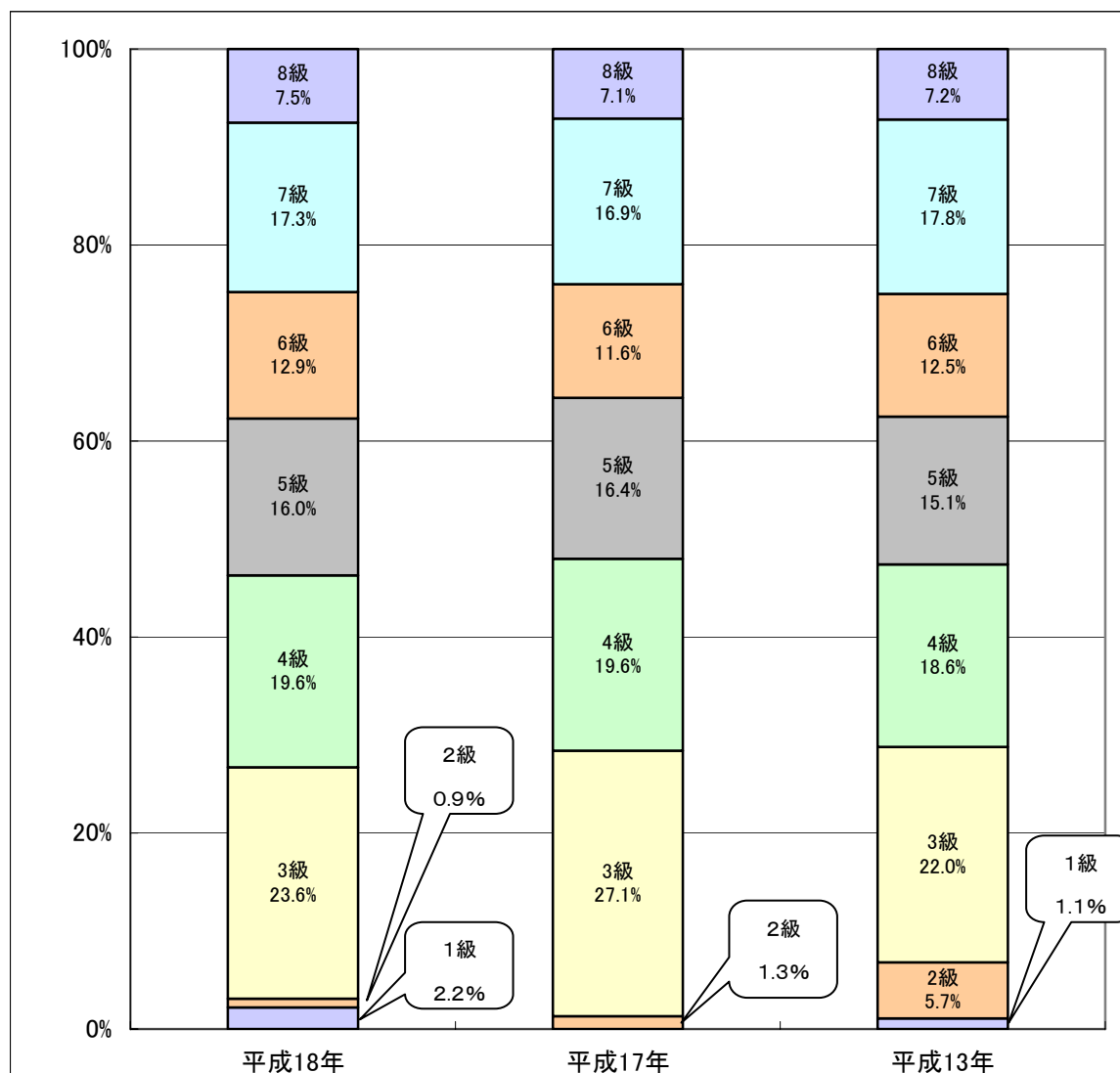
※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計	
標準的な職務内容	部長 参事	課長 主幹	課長補佐 副主幹	係長 主査	主務	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員		
職員数（人）	17	39	29	36	44	53	2	5	225	
構成比（％）	7.5	17.3	12.9	16.0	19.6	23.6	0.9	2.2	100.0	
参考	平成17年4月1日の職員数、構成比	16	38	26	37	44	61	3	0	225
		7.1	16.9	11.6	16.4	19.6	27.1	1.3	0.0	100.0
	平成13年4月1日の職員数、構成比	19	47	33	40	49	58	15	3	264
		7.2	17.8	12.5	15.1	18.6	22.0	5.7	1.1	100.0

※1 小野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(8) 職員手当の状況（平成18年4月1日現在）

内 容																						
期末手当 勤勉手当	(平成17年度の支給割合)																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小 野 市</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td>1.40月分 (0.75月分)</td> <td>0.70月分 (0.35月分)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.60月分 (0.85月分)</td> <td>0.75月分 (0.40月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.00月分 (1.60月分)</td> <td>1.45月分 (0.75月分)</td> </tr> <tr> <td>加算措置の 状況</td> <td>職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%</td> <td>職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%</td> </tr> <tr> <td>17年度 支給実績</td> <td>1人当たり平均支給額（17年度） 1,715千円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		小 野 市	国		期末手当	勤勉手当	6月期	1.40月分 (0.75月分)	0.70月分 (0.35月分)	12月期	1.60月分 (0.85月分)	0.75月分 (0.40月分)	計	3.00月分 (1.60月分)	1.45月分 (0.75月分)	加算措置の 状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	17年度 支給実績	1人当たり平均支給額（17年度） 1,715千円	—
		小 野 市	国																			
		期末手当	勤勉手当																			
	6月期	1.40月分 (0.75月分)	0.70月分 (0.35月分)																			
	12月期	1.60月分 (0.85月分)	0.75月分 (0.40月分)																			
	計	3.00月分 (1.60月分)	1.45月分 (0.75月分)																			
加算措置の 状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%																				
17年度 支給実績	1人当たり平均支給額（17年度） 1,715千円	—																				
※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。																						

内 容																																									
退職手当	(平成18年4月1日現在)																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">小 野 市</th> <th colspan="2">国</th> </tr> <tr> <th>支給率</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>23.50月分</td> <td>30.55月分</td> <td>23.50月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>33.50月分</td> <td>41.34月分</td> <td>33.50月分</td> <td>41.34月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>59.28月分</td> <td>59.28月分</td> <td>59.28月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>その他の 加算措置</td> <td colspan="2">定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)</td> <td colspan="2">定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)</td> </tr> <tr> <td>退職時の 特別昇給</td> <td colspan="2">原則として特別昇給なし 特別の勸奨退職者 4号給</td> <td colspan="2">原則として特別昇給なし</td> </tr> </tbody> </table>		小 野 市		国		支給率	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分	その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		退職時の 特別昇給	原則として特別昇給なし 特別の勸奨退職者 4号給		原則として特別昇給なし	
		小 野 市		国																																					
	支給率	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年																																				
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分																																				
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分																																				
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分																																				
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分																																				
	その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)																																					
	退職時の 特別昇給	原則として特別昇給なし 特別の勸奨退職者 4号給		原則として特別昇給なし																																					
平成17年度の支給実績																																									
支給総額	支給職員数	支給職員1人当たり平均支給額																																							
433,175千円	34人	12,740千円																																							
※退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度中に退職した職員に支給された平均額である。																																									

内 容										
時間外 勤務 手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度普通会計決算</th> <th>16年度普通会計決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給実績</td> <td>83,113千円</td> <td>103,456千円</td> </tr> <tr> <td>職員1人当たり平均支給年額</td> <td>240千円</td> <td>290千円</td> </tr> </tbody> </table>		17年度普通会計決算	16年度普通会計決算	支給実績	83,113千円	103,456千円	職員1人当たり平均支給年額	240千円	290千円
		17年度普通会計決算	16年度普通会計決算							
	支給実績	83,113千円	103,456千円							
職員1人当たり平均支給年額	240千円	290千円								

内 容			
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事した職員に支給されます。		
		17年度普通会計決算	16年度普通会計決算
	支給実績	7,511千円	7,590千円
	支給対象職員数	119人	125人
	職員1人当たり平均支給年額	63,118円	60,720円
	職員全体に占める支給職員の割合	34.4%	35.0%
※特殊勤務手当は、平成17年度中に見直しを行い、その趣旨に合わない手当を廃止しました。 ※普通会計における平成18年4月分の特殊勤務手当の支給実績はありません。 ※特殊勤務手当の支給対象者、支給内容については「特殊勤務手当一覧」のとおりです。			

特殊勤務手当一覧表

手 当 名	具体的内容・支給対象職員	支 給 額															
感染症防疫作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症、二類感染症及び三類感染症の防疫業務に従事した職員	日額 400円															
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	日額 1,500円															
災害応急作業手当	災害対策本部若しくは水防本部の指示又は市長の命令による災害応急作業に従事した職員で、屋外の防災作業、救助又は避難者の誘導に従事した場合	日額 1,000円 ただし、従事した時間が4時間未満の場合は600円															
夜間看護手当	市民病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において、行われる看護等の業務に従事した場合	深夜勤務4時間以上 1回 3,300円 深夜勤務2時間以上4時間未満 1回 2,900円 深夜勤務2時間未満 1回 2,000円															
医師に支給する手当	医師手当	病院に勤務する医師 月額 給料の30%															
	救急業務手当	管理職である医師が、正規の勤務時間を超えて救急業務に従事した場合 2時間につき、6,000円以内															
	研究手当	病院に勤務する医師															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>医師免許取得後年数</th> <th>支給額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～6年</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>7～8年</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>9～10年</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>11～12年</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>13年</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>14～15年</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>16年以上</td> <td>120,000円</td> </tr> </tbody> </table>	医師免許取得後年数	支給額（月額）	5～6年	60,000円	7～8年	70,000円	9～10年	80,000円	11～12年	90,000円	13年	100,000円	14～15年	110,000円	16年以上
医師免許取得後年数	支給額（月額）																
5～6年	60,000円																
7～8年	70,000円																
9～10年	80,000円																
11～12年	90,000円																
13年	100,000円																
14～15年	110,000円																
16年以上	120,000円																

内 容					国の制度との異同 国の制度と異なる内容	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。					国の制度と同じ
	配偶者の有無					
	有					
	配偶者が扶養親族である		配偶者が扶養親族でない		無	
	配偶者		13,000円			
	その他の扶養親族	1人目	6,000円	6,500円	11,000円	
2人目		6,000円	6,000円	6,000円		
3人目		5,000円	5,000円	5,000円		
※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算						
平成18年4月分の支給実績（普通会計）						
支給総額		支給職員数		支給される職員の割合		支給職員1人当たり平均支給額
4,720千円		222人		64.7%		21,261円

内 容					国の制度との異同 国の制度と異なる内容	
通勤手当	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員（通勤距離が片道2km以上）に支給されます。					国の制度と同じ
	交通機関等の利用者	定期券等の価額（6か月定期）により支給（1か月当たり55,000円を限度）				
	自動車等の利用者	2km以上5km未満	2,000円			
		5km以上10km未満	4,100円			
		10km以上15km未満	6,500円			
		15km以上20km未満	8,900円			
		20km以上25km未満	11,300円			
		25km以上30km未満	13,700円			
		30km以上35km未満	16,100円			
		35km以上40km未満	18,500円			
		40km以上45km未満	20,900円			
		45km以上50km未満	21,800円			
		50km以上55km未満	22,700円			
		55km以上60km未満	23,600円			
	60km以上	24,500円				
平成18年4月分の支給実績（普通会計）						
支給総額		支給職員数		支給される職員の割合		支給職員1人当たり平均支給額
1,344千円		280人		81.6%		4,802円（※）
※交通機関等利用者への通勤手当は、6か月定期の価額をまとめてひと月に支給しています。この実績は各職員に支給している通勤手当の1か月平均の額を4月分に支給したものと計算しています。						

住居手当	内 容			国の制度との異同 国の制度と異なる内容
	住宅を借りてその住宅に居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員又は世帯主として持家に居住する職員に支給されます。			異なる 持家居住者は新築、購入後 5 年に限り、2,500 円
	借家居住者（最高支給限度額）	27,000 円		
	持家居住者	3,000 円		
	持家居住者で、新築又は購入後 5 年間	5,500 円		
平成 18 年 4 月分の支給実績（普通会計）				
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員 1 人当たり 平均支給額	
1,425 千円	239 人	69.7%	5,960 円	

管理職手当	内 容		
	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。		
	職 種	支 給 額	
	行政職給料表 8 級	技監	給料月額×20%
		部長又はこれに相当する職	給料月額×18%
		参事又はこれに相当する職	給料月額×16%
	行政職給料表 7 級	課長又はこれに相当する職	給料月額×15%
		主幹又はこれに相当する職	給料月額×12%
	医療職給料表(1) 3 級	病院長	給料月額×20%
	医療職給料表(1) 2 級	副院長	給料月額×18%
		部長	給料月額×16%
		医長	給料月額×13%
	医療職給料表(2) 7 級	薬局長、技師室長・次長	給料月額×15%
	医療職給料表(2) 6 級	薬剤長、技師長	給料月額×13%
	医療職給料表(3) 5 級	看護部長	給料月額×16%
		看護部次長	給料月額×15%
	医療職給料表(3) 4 級	看護課長又はこれに相当する職	給料月額×13%
		看護副課長又はこれに相当する職	給料月額×12%
	教育職給料表 3 級以上	教頭級社会教育主事、 教頭級指導主事	給料月額×15%
	教育職給料表 2 級	社会教育主事、指導主事	給料月額×10%
平成 18 年 4 月分の支給実績（普通会計）			
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員 1 人当たり 平均支給額
4,940 千円	75 人	21.9%	65,871 円

休日勤務手当	内 容			
	休日（国民の祝日及び年末年始の休日）に勤務した職員に支給されます。			
	平成18年4月分の支給実績（普通会計）			
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
933千円	47人	13.7%	19,847円	

調整手当	内 容			
	支給実績（17年度普通会計決算）		74,754千円	
	支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）		216,052円	
	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
	市内全域	5%	346人	無支給地
※調整手当は平成18年4月1日から廃止しました。				

(9) 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区分	給料月額等							
給料	市長	993,000円						
	助役	825,000円						
	収入役	704,000円						
報酬	議長	528,000円						
	副議長	449,000円						
	議員	409,000円						
期末手当	市長	(平成17年度支給割合) <table border="1"> <tr> <td>6月期</td> <td>2.10月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>2.35月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4.45月分</td> </tr> </table> ※市長は10%、議長、副議長、議員は5%の期末手当の削減を実施しています。	6月期	2.10月分	12月期	2.35月分	計	4.45月分
	6月期		2.10月分					
	12月期		2.35月分					
	計		4.45月分					
	助役							
収入役								
議長								
副議長 議員								
退職手当	市長	[算定方式] 給料月額×在職月数（48月を限度）×0.4888 [支給時期] 任期ごと						
	助役	[算定方式] 給料月額×在職月数（48月を限度）×0.3008 [支給時期] 任期ごと						
	収入役	[算定方式] 給料月額×在職月数（48月を限度）×0.2632 [支給時期] 任期ごと						

(10) 水道事業会計職員及び下水道事業会計職員の給与の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

(水道事業会計)

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成 17 年度	1,310,431 千円	110,627 千円	158,978 千円	12.1%
平成 16 年度	1,403,620 千円	92,812 千円	174,101 千円	12.4%

(下水道事業会計)

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成 17 年度	2,504,907 千円	△357,918 千円	46,164 千円	1.8%
平成 16 年度	2,764,002 千円	△384,926 千円	49,174 千円	1.8%

イ 予算

(水道事業会計)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 18 年度	17 人	77,576 千円	20,346 千円	32,089 千円	130,011 千円	7,648 千円
平成 17 年度	18 人	78,392 千円	23,882 千円	33,302 千円	135,576 千円	7,532 千円

(下水道事業会計)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 18 年度	5 人	22,089 千円	6,646 千円	9,362 千円	38,097 千円	7,619 千円
平成 17 年度	10 人	41,249 千円	14,203 千円	17,981 千円	73,433 千円	7,343 千円

※1 職員数は一般職の職員で、当初予算に係る人員です。

※2 給与費は当初予算に計上された額です。

※3 職員手当に退職手当は含まれていません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成18年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水道事業会計の職員	47 歳 10 月	371,400 円	446,146 円
下水道事業会計の職員	44 歳 7 月	358,380 円	417,589 円

※平均給与月額は、給料と諸手当（期末・勤勉手当、退職手当を除いたもの）の月額の合計額です。

③ 職員手当の状況（平成18年4月1日現在）

		内 容		
期末手当 勤勉手当	(平成17年度の支給割合)			
		水道事業会計 下水道事業会計	一 般 会 計	
		期末手当	勤勉手当	
	6月期	1. 40月分	0. 70月分	左に同じ
	12月期	1. 60月分	0. 75月分	
	計	3. 00月分	1. 45月分	
加算措置の 状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		左に同じ	
17年度 支給実績	1人当たり平均支給額（17年度）		1人当たり平均支給額（17年度）	
	水道 事業会計	千円 1, 941	1, 715千円	
	下水道 事業会計	千円 1, 903		

		内 容	
時間外 勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。 (水道事業会計)		
		17年度	16年度
	支給実績	3, 395千円	4, 549千円
	職員1人当たり平均支給年額	200千円	239千円
	(下水道事業会計)		
		17年度	16年度
	支給実績	2, 076千円	1, 321千円
	職員1人当たり平均支給年額	415千円	264千円

内 容				
扶養親族のある職員に支給されます。				
		配偶者の有無		
		有		無
		配偶者が扶養親族である	配偶者が扶養親族でない	
配偶者		13,000円		
その他の扶養親族	1人目	6,000円	6,500円	11,000円
	2人目	6,000円	6,000円	6,000円
	3人目	5,000円	5,000円	5,000円
※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算				
平成18年4月分の支給実績				
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
水道事業会計	218千円	10人	66.7%	21,750円
下水道事業会計	100千円	5人	100.0%	19,300円

内 容				
交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員（通勤距離が片道2km以上）に支給されます。				
交通機関等の利用者		定期券等の価額（6か月定期）により支給 （1か月当たり55,000円を限度）		
自動車等の利用者	2km以上5km未満		2,000円	
	5km以上10km未満		4,100円	
	10km以上15km未満		6,500円	
	15km以上20km未満		8,900円	
	20km以上25km未満		11,300円	
	25km以上30km未満		13,700円	
	30km以上35km未満		16,100円	
	35km以上40km未満		18,500円	
	40km以上45km未満		20,900円	
	45km以上50km未満		21,800円	
	50km以上55km未満		22,700円	
	55km以上60km未満		23,600円	
	60km以上		24,500円	
平成18年4月分の支給実績				
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
水道事業会計	62千円	13人	86.7%	4,769円
下水道事業会計	40千円	5人	100.0%	8,060円

内 容				
住居手当	住宅を借りてその住宅に居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員又は世帯主として持家に居住する職員に支給されます。			
	借家居住者（最高支給限度額）	27,000円		
	持家居住者	3,000円		
	持家居住者で、新築又は購入後5年間	5,500円		
平成18年4月分の支給実績				
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
水道事業会計	112千円	14人	93.3%	7,964円
下水道事業会計	18千円	5人	100.0%	3,500円

内 容				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。			
	職 種	支 給 額		
	行政職給料表 8級	部長又はこれに相当する職	給料月額×18%	
		参事又はこれに相当する職	給料月額×16%	
	行政職給料表 7級	課長又はこれに相当する職	給料月額×15%	
		主幹又はこれに相当する職	給料月額×12%	
平成18年4月分の支給実績				
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
水道事業会計	273千円	4人	26.7%	68,347円
下水道事業会計	0千円	0人	0.0%	0円

内 容				
調整手当	(水道事業会計)			
	支給実績 (17年度)		4,209千円	
	支給職員1人当たり平均支給年額 (17年度)		247,569円	
	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
	市内全域	5%	17人	無支給地
	(下水道事業会計)			
	支給実績 (17年度)		1,179千円	
	支給職員1人当たり平均支給年額 (17年度)		235,900円	
	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
	市内全域	5%	5人	無支給地
※調整手当は平成18年4月1日から廃止しました。				

④ 給与の抑制措置の取組状況

平成14年度	<ul style="list-style-type: none">・通勤手当の改正 2 km未満の通勤手当廃止、10 km未満の支給額引下げ・企業手当（特殊勤務手当）の廃止
平成15年度	<ul style="list-style-type: none">・55歳昇給停止
平成16年度	<ul style="list-style-type: none">・調整手当の改正 率を6%から5%に引下げ・定年退職時特別昇給の廃止
平成17年度	<ul style="list-style-type: none">・職員互助会への交付金廃止
平成18年度	<ul style="list-style-type: none">・調整手当の廃止・勤勉手当への成績率導入・水源地管理手当（特殊勤務手当）の廃止

(11) 病院事業会計職員の給与の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成 17 年度	3,667,119 千円	△48,984 千円	1,744,676 千円	47.6%
平成 16 年度	3,842,787 千円	30,276 千円	1,700,465 千円	44.3%

※ 「職員給与費」は総務省自治財政局調査による「地方公営企業決算の状況－病院事業－」の数値です。

イ 予算

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 18 年度	183 人	747,100 千円	325,132 千円	294,068 千円	1,366,300 千円	7,466 千円
平成 17 年度	184 人	742,500 千円	370,627 千円	306,973 千円	1,420,100 千円	7,718 千円

※1 職員数は一般職の職員で、当初予算に係る人員です。

※2 給与費は当初予算に計上された額です。

※3 職員手当に退職手当は含まれていません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成18年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医 師	43 歳 1 月	494,800 円	1,063,711 円
看 護 師	34 歳 10 月	292,473 円	359,881 円
医 療 技 術 員	43 歳 3 月	368,648 円	479,795 円
事 務 職 員、 技能労務職員	46 歳 9 月	351,160 円	457,086 円

※平均給与月額は、給料と諸手当（期末・勤勉手当、退職手当を除いたもの）の月額合計額です。

③ 職員手当の状況（平成18年4月1日現在）

内 容																		
期末手当 勤勉手当	(平成17年度の支給割合)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">病 院 事 業 会 計</th> <th>一 般 会 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> <th rowspan="4">左に同じ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1. 40月分</td> <td>0. 70月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1. 60月分</td> <td>0. 75月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3. 00月分</td> <td>1. 45月分</td> </tr> </tbody> </table>		病 院 事 業 会 計		一 般 会 計		期末手当	勤勉手当	左に同じ	6月期	1. 40月分	0. 70月分	12月期	1. 60月分	0. 75月分	計	3. 00月分	1. 45月分
		病 院 事 業 会 計		一 般 会 計														
		期末手当	勤勉手当	左に同じ														
	6月期	1. 40月分	0. 70月分															
	12月期	1. 60月分	0. 75月分															
計	3. 00月分	1. 45月分																
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	左に同じ																
17年度支給実績	1人当たり平均支給額（17年度） 1,658千円	1人当たり平均支給額（17年度） 1,715千円																

内 容																											
退職手当	(平成18年4月1日現在)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">病 院 事 業 会 計</th> <th>一 般 会 計</th> </tr> <tr> <th>支給率</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> <th rowspan="6">左に同じ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>23. 50月分</td> <td>30. 55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>33. 50月分</td> <td>41. 34月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47. 50月分</td> <td>59. 28月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>59. 28月分</td> <td>59. 28月分</td> </tr> <tr> <td>その他の加算措置</td> <td colspan="2">定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)</td> </tr> <tr> <td>退職時の特別昇給</td> <td colspan="2">原則として特別昇給なし 特別の勸奨退職者 4号給</td> </tr> </tbody> </table>		病 院 事 業 会 計		一 般 会 計	支給率	自己都合	勸奨・定年	左に同じ	勤続20年	23. 50月分	30. 55月分	勤続25年	33. 50月分	41. 34月分	勤続35年	47. 50月分	59. 28月分	最高限度額	59. 28月分	59. 28月分	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		退職時の特別昇給	原則として特別昇給なし 特別の勸奨退職者 4号給	
		病 院 事 業 会 計		一 般 会 計																							
	支給率	自己都合	勸奨・定年	左に同じ																							
	勤続20年	23. 50月分	30. 55月分																								
	勤続25年	33. 50月分	41. 34月分																								
	勤続35年	47. 50月分	59. 28月分																								
	最高限度額	59. 28月分	59. 28月分																								
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)																									
	退職時の特別昇給	原則として特別昇給なし 特別の勸奨退職者 4号給																									
平成17年度の支給実績																											
支給総額	支給職員数	支給職員1人当たり平均支給額																									
109,959千円	22人	4,998千円																									

内 容													
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">病 院 事 業 会 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>17年度決算</th> <th>16年度決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給実績</td> <td>61,121千円</td> <td>64,549千円</td> </tr> <tr> <td>職員1人当たり平均支給年額</td> <td>341千円</td> <td>361千円</td> </tr> </tbody> </table>		病 院 事 業 会 計			17年度決算	16年度決算	支給実績	61,121千円	64,549千円	職員1人当たり平均支給年額	341千円	361千円
		病 院 事 業 会 計											
		17年度決算	16年度決算										
支給実績	61,121千円	64,549千円											
職員1人当たり平均支給年額	341千円	361千円											

内 容			
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事した職員に支給されます。		
		17年度普通会計決算	16年度普通会計決算
	支給実績	160,832千円	154,500千円
	支給対象職員数	171人	171人
	職員全体に占める支給職員の割合	95.5%	95.0%
	職員1人当たり平均支給年額	940,538円	903,509円
	※特殊勤務手当は、平成17年度中に見直しを行いました。 その結果、平成18年4月から、 医療技術研究手当 、 汽缶業務手当 を廃止しました。 ※特殊勤務手当の支給対象者、支給内容については「特殊勤務手当一覧」(12頁)のとおりです。		
平成18年4月分の支給実績(病院事業会計)			
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
10,887千円	103人	57.9%	105,694円

内 容					
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。				
		配偶者の有無			無
		有			
		配偶者が扶養親族である	配偶者が扶養親族でない		
	配偶者		13,000円		
	その他の扶養親族	1人目	6,000円	6,500円	11,000円
		2人目	6,000円	6,000円	6,000円
		3人目	5,000円	5,000円	5,000円
	※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算				
	平成18年4月分の支給実績(病院事業会計)				
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額		
1,045千円	57人	32.0%	18,325円		

内 容			
地域手当	<ul style="list-style-type: none"> 対象職員：医師 支給率：10% (平成22年4月から15%) 		
	平成18年4月分の支給実績(病院事業会計)		
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合
	1,502千円	26人	14.6%
支給職員1人当たり平均支給額			
57,777円			

内 容				
通勤手当	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員（通勤距離が片道2km以上）に支給されます。			
	交通機関等の利用者	定期券等の価額（6か月定期）により支給 （1か月当たり55,000円を限度）		
	自動車等の利用者	2km以上5km未満	2,000円	
		5km以上10km未満	4,100円	
		10km以上15km未満	6,500円	
		15km以上20km未満	8,900円	
		20km以上25km未満	11,300円	
		25km以上30km未満	13,700円	
		30km以上35km未満	16,100円	
		35km以上40km未満	18,500円	
		40km以上45km未満	20,900円	
		45km以上50km未満	21,800円	
		50km以上55km未満	22,700円	
		55km以上60km未満	23,600円	
		60km以上	24,500円	
平成18年4月分の支給実績（病院事業会計）				
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額	
1,372千円	146人	82.0%	9,394円（※）	
※交通機関等利用者への通勤手当は、6か月定期の価額をまとめてひと月に支給しています。この実績は各職員に支給している通勤手当の1か月平均の額を4月分に支給したものと計算しています。				

内 容			
住居手当	住宅を借りてその住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は世帯主として持家に居住する職員に支給されます。		
	借家居住者（最高支給限度額）	27,000円	
	持家居住者	3,000円	
	持家居住者で、新築又は購入後5年間	5,500円	
平成18年4月分の支給実績（病院事業会計）			
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
892千円	74人	41.6%	12,047円

内 容			
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。		
	職 種		支 給 額
	行政職給料表 8級	部長又はこれに相当する職	給料月額×18%
		参事又はこれに相当する職	給料月額×16%
	行政職給料表 7級	課長又はこれに相当する職	給料月額×15%
		主幹又はこれに相当する職	給料月額×12%
	医療職給料表(1) 3級	病院長	給料月額×20%
	医療職給料表(1) 2級	副院長	給料月額×18%
		部長	給料月額×16%
		医長	給料月額×13%
	医療職給料表(2) 7級	薬局長、技師室長・次長	給料月額×15%
	医療職給料表(2) 6級	薬剤長、技師長	給料月額×13%
	医療職給料表(3) 5級	看護部長	給料月額×16%
		看護部次長	給料月額×15%
医療職給料表(3) 4級	看護課長又はこれに相当する職	給料月額×13%	
	看護副課長又はこれに相当する職	給料月額×12%	
平成18年4月分の支給実績(病院事業会計)			
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
3,023千円	44人	24.7%	68,709円

内 容				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務した職員に支給されます。			
	平成18年4月分の支給実績(病院事業会計)			
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
	1,090千円	76人	42.7%	14,340円

内 容			
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給されます。		
	区 分	1回当たり支給額	
	医 師	20,000円	
	看 護 師	5,900円	
	そ の 他 の 職 員	4,200円	
	平成18年4月分の支給実績(病院事業会計)		
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
1,931千円	63人	35.4%	30,649円

調整手当	内 容			
	支給実績（17年度決算）		42,489千円	
	支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）		237,369円	
	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
	市内全域	5% (ただし、医師7%)	179人	無支給地
※調整手当は平成18年4月1日から廃止しました。				

④ 給与の抑制措置の取組状況

平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 通勤手当の改正 2km未満の通勤手当廃止、10km未満の支給額引下げ 病院業務手当（特殊勤務手当）の廃止
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 55歳昇給停止
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 調整手当の改正 率を6%から5%に引下げ 定年退職時特別昇給の廃止
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 職員互助会への交付金廃止
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 調整手当の廃止 勤勉手当への成績率導入 特殊勤務手当の見直し、趣旨に適さない手当を廃止 廃止した手当で主なもの：医療技術研究手当、汽缶業務手当

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

勤務時間	8時30分～17時15分
休憩時間	12時15分～13時00分
1日の勤務時間	8時間
1週間の勤務時間	40時間

(2) 休暇

休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。休暇の概要は次のとおりです。

種類	内 容	期 間 等				
年次有給休暇	職員が請求したときに付与される休暇 (参考) 年次有給休暇の取得状況 <table border="1"> <tr> <td>平成17年</td> <td>10.0日</td> </tr> <tr> <td>平成16年</td> <td>7.4日</td> </tr> </table>	平成17年	10.0日	平成16年	7.4日	1暦年において20日以内
平成17年	10.0日					
平成16年	7.4日					
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合に取得できる休暇	90日以内				
特 別 休 暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇（詳細は次ページ「特別休暇の種類」のとおり）	それぞれの休暇に応じた日数・時間				
介 護 休 暇	職員の配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により介護を必要とする場合に認められる無給の休暇 (参考) 平成17年度中の取得状況 1人	連続する6か月以内				
組 合 休 暇	職員団体の業務に従事する場合に認められる無給の休暇	1暦年において30日以内				

特別休暇の種類

種 類	内 容	期間等
選挙権等公民権行使に係る休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合でやむを得ないと認められるとき	必要な期間
官公署出頭に係る休暇	証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合	必要な期間
ドナー休暇	骨髄液提供のため検査、入院する場合	必要な期間
ボランティア休暇	自発的にかつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1 暦年 5 日以内
結婚休暇	結婚に伴う行事等のため必要と認められる期間	連続する 5 日以内
産前休暇	出産予定日の 8 週間前から出産当日まで (多胎妊娠の場合は 1 4 週間)	8 週間
産後休暇	出産の日の翌日から 8 週間	8 週間
保育時間に係る休暇	生後 1 年未満の子を養育するため	1 日 2 回各 3 0 分
出産補助休暇	配偶者の出産を補助するとき	2 日以内
男性職員の育児参加のための休暇	配偶者の産前産後の期間に、出産に係る子又は上の子（小学校就学前）を養育する場合	5 日以内
生理休暇	勤務することが著しく困難なとき	2 日以内
妊娠中の休暇	母子保健法に規定する保健指導または健康診査を受ける場合	妊娠期間に応じた回数
忌引休暇	職員の親族が死亡したとき	続柄に応じた日数
追悼休暇	父母の追悼をする場合	1 日以内
夏季休暇	7 月から 9 月までの期間内において 5 日以内	5 日以内
子の看護休暇	負傷又は病気の小学校就学前の子の看護をする場合	1 暦年 5 日以内
その他の特別休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合等	必要な期間

(3) 育児休業

① 制度の概要

休業の種類	概 要
育児休業	養育する子が 3 歳までに達する日まで取得が可能
部分休業	養育する子が 3 歳までに達する日まで正規の勤務時間の始め又は終りにおいて 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で取得が可能

※ 育児休業、部分休業をした期間は、給料等は支払われません。

② 育児休業及び育児のための部分休業の取得者数（平成 1 7 年度）

区 分		取 得 者 数
育児休業	新たに育児休業をしたもの	1 0 人
	前年度から引き続いているもの	1 0 人
部分休業したもの		0 人

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（平成17年度）

分限処分とは、職員が疾病等のためにその職責を果たせない場合など、公務能率の維持を目的として行う不利益処分（降任、免職、休職、降給）のことをいいます。

	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	2人	0人	2人
職に必要な適性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制若しくは定数の改廃及び予算の減少により廃職及び過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分（平成17年度）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合など、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分（戒告、減給、停職、免職）のことをいいます。

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	1人	0人	0人	0人	1人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1人	0人	0人	0人	1人

6 服務上の義務

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。

職務を遂行する上で職員が守るべき義務は、次のとおりです。

- ・職務命令等に従う義務
- ・秘密を守る義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業等の従事制限
- ・信用失墜行為の禁止
- ・職務に専念する義務
- ・争議行為等の禁止

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員が市民の財産となる人材育成を推し進めるため、職員研修を行っています。

本市では、職員研修を人材育成の最も重要な柱であると位置付け、職員の意識改革、能力開発、知識の習得を通して、更なる業務生産性及び市民満足度の向上に努めます。

(1) 職員研修実施状況（平成17年度）

分類		受講対象者	研修内容、目的等
基 本 研 修	新任職員研修	新規採用職員 (期限付嘱託職員含む)	地方公務員制度、財政制度、待遇ほか職員として必要な基礎知識の習得を図る。
	階層別研修 (1～4級)	行政職1～4級の40歳未満の職員	市業務に対する視野を広げることにより、職員のスキルアップを図る。
	階層別研修 (5・6級)	課長補佐・係長級職員	ONLY ONE行政についての知識を深め、日々の業務に反映させる。
	階層別研修 (7・8級)	部長・課長級職員	職員管理や業務マネジメント等の知識と技術を確立することにより、管理職に必要な能力の向上を図る。
	階層別研修 (技能労務職)	技能労務職員	公務の必要性や重要性を認識し、公務員としての自覚と意識を確立することにより市民サービスの向上の徹底を目指す。
	臨時職員研修	臨時職員 (一般事務補助員)	執務の心構え、待遇研修ほか必要な基礎知識の習得を図る。
特 別 研 修	人権教育研修	全職員	人権を尊重する明るいまちづくりに主体的に取り組む職員の育成を図る。
	交通安全研修	全職員	交通情勢の現状及び対策を踏まえ、交通安全意識の徹底を図る。
	情報セキュリティ研修	部長～係長級職員	電子自治体の構築が進む中で、自治体職員として必要な情報セキュリティ知識の習得を図る。
	市民救命士研修	平成元年から平成5年採用までの行政職1～4級、平成17年度採用の期限付嘱託職員	心肺蘇生法、止血方法等の応急措置の習得を図り、自動体外式除細動器(AED)の使用方法を学ぶ。
職場研修	職場人権教育研修	全職員 (各職場別に実施)	職場人権教育の徹底を図る。

分 類		受講対象者	研修内容、目的等
派遣 研 修	兵庫県自治研修所	15コース 50人	行政管理能力、法務能力等の習得を図る。 (管理職研修、行政法研修ほか)
	兵庫県自治協会	16コース 65人	実務知識の習得を図る。 (選挙事務、財務、法制執務研修ほか)
	播磨内陸広域行政協議会	11コース 56人	行政管理能力、実務知識の習得を図る。 (管理職、スキルアップ研修ほか)
	自治大学校	1コース 1人	政策形成能力等の習得を図る。
	市町村職員中央研修所	3コース 3人	専門実務知識の習得を図る。 (課税事務、地域福祉サービス研修ほか)
	全国市町村国際文化研修所	3コース 3人	専門実務知識の習得を図る。 (介護保険事務研修ほか)
	近畿市長会	1コース 2人	専門実務知識の習得を図る。 (高齢者をめぐる諸問題)
	(財)日本経営協会	12コース 12人	専門実務知識の習得を図る。 (議会運営、滞納整理実務研修ほか)
	(財)地方公務員安全衛生推進協会	3コース 5人	職場での安全衛生管理、災害防止対策の習得を図る。 (清掃事業安全衛生管理研修ほか)
自己啓発	通信教育研修	6人	自己啓発及び能力開発のために実施する通信教育について費用の一部を助成する。
	自主研究グループ	1グループ	行政課題について、自主的に研究するグループの活動を助成する。

(2) 職員研究発表会

本市では、職員の自主研修意欲の高揚、プレゼンテーション能力の向上等を図り、より質の高い行政遂行そして住民サービスに寄与するため、職員研究発表会を実施しています。

(参考) 職員研究発表会の実施内容 (平成17年度)

- ・実施日 平成17年8月31日(水)
- ・発表件数 5件

(3) ハートフルサービス評価制度

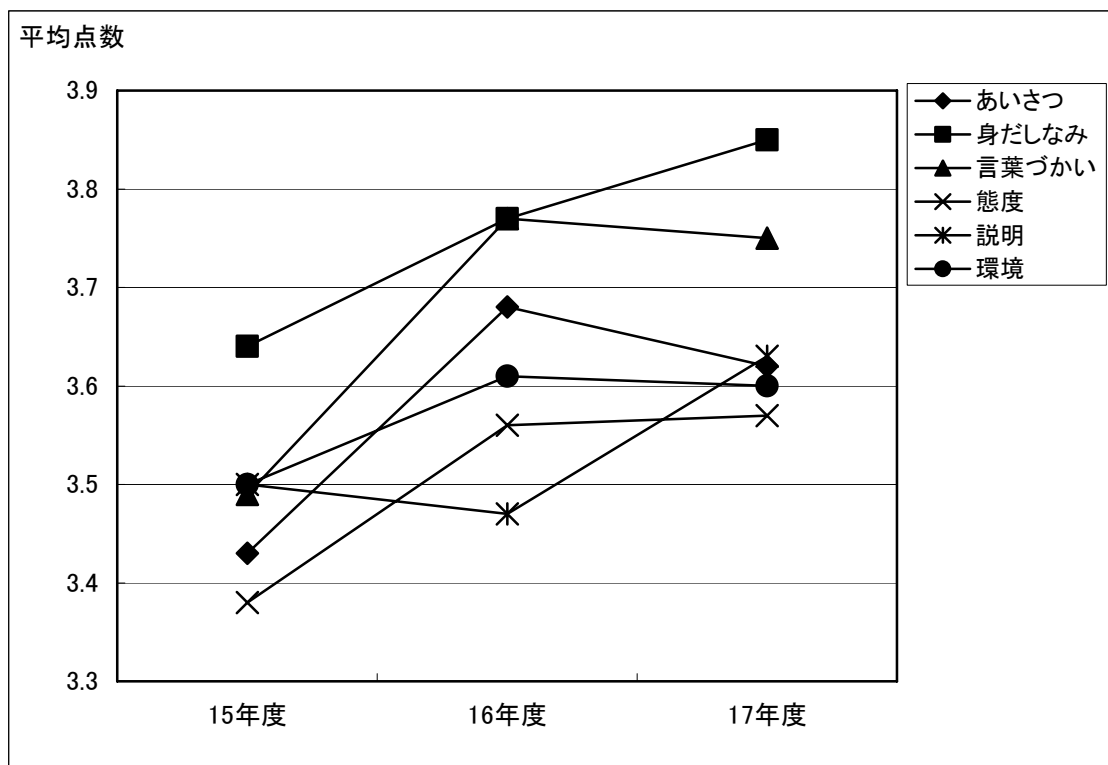
本市では、市役所の行政サービスについて、市民の皆さんの満足度を評価してもらい、より質の高いサービスを目指す、ハートフルサービス評価制度を実施しています。

この制度は、市職員の窓口対応について、「あいさつ」、「身だしなみ」、「言葉づかい」、「態度」、「説明の分かりやすさ」、「受付窓口や待合場所の環境」の項目について5点満点で、来庁された方に採点していただくもので、市役所及び関係施設15か所に意見箱を設置しています。

ハートフルサービス評価・各項目別平均点数

年 度	15 年度	16 年度	17 年度
あいさつ	3.43	3.68	3.62
身だしなみ	3.64	3.77	3.85
言葉づかい	3.49	3.77	3.75
態度	3.38	3.56	3.57
説明	3.50	3.47	3.63
環境	3.50	3.61	3.60
6項目平均	3.49	3.64	3.67
件数	119 件	105 件	120 件

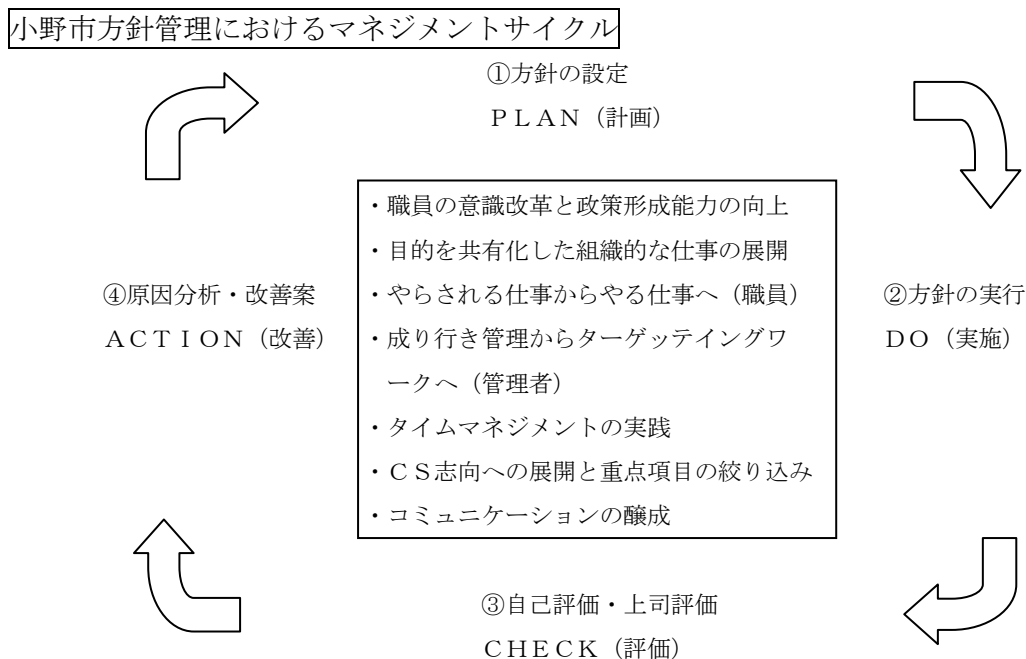
ハートフルサービス項目別平均点数の推移



(4) 勤務成績の評定の状況

本市では、業績評価（業績評価とは、「目標による管理」を踏まえ、業務目標に対する達成度を評価することです。）の一つとして、平成12年度から「方針管理制度」を導入しています。

この制度は、住民志向で成果重視の効率的で効果的な行政運営を行うため、各部門の各職種において、上位方針を受け、達成目標、実施項目、期限を定め、P l a n D o C h e c k A c t i o n のマネジメントサイクルを回して、方針（目標）の結果とプロセスを評価するものです。



また、業績評価以外の評価基準として、能力評価も導入しています。これは、個々の職員の能力（知識、思考力、対人能力等）の発揮状況を評価しようとするもので、全職員を対象に実施しています。

インセンティブ給制度を廃止し、勤勉手当へ成績率を導入

小野市では、他の自治体に先がけ、能力評価主義を実現するために、管理職の職員を対象に、平成18年度から勤勉手当に成績率を導入しました。成績率及び支給対象職員割合は次のとおりです。

区 分	成績率	支給対象割合
特に優秀	86 / 100	5%程度
優秀	78.5 / 100	25%程度
良好（標準）	71 / 100	
良好（標準）未滿	71 / 100未滿	

これに伴い、平成17年度まで、業績評価を反映させるため、勤勉手当支給時に導入していたインセンティブ給（動機付けとなる刺激給）は廃止しました。

（参考）インセンティブ給実績（平成17年度）

	6月期	12月期
5万円加給	10人	9人
3万円加給	10人	4人

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況

職員の健康維持と疾病予防のため労働安全衛生法第66条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

- ・平成17年度の健康診断受診者 567人

(2) 公務災害の状況（平成17年度）

地方公務員災害補償制度は、職員が公務上の災害又は通勤上の災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害に対し補償するものです。本市は地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入し、同支部が公務災害補償制度の実施を行っています。

項 目	件 数	
	平成17年度	平成16年度
公務災害発生件数	11件	9件
通勤災害発生件数	0件	0件

(3) 職員互助会の状況

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、小野市職員互助会を設置しています。職員互助会は、会員相互の福利厚生や研修・親睦を図ることを目的に事業を行っています。また、他の自治体では職員の会費及び市の交付金で互助会の運営を行っていますが、本市では職員の会費のみで職員互助会の運営を行っています。小野市職員互助会が行う事業は次のとおりです。

種 類	事 業 内 容
共済給付事業	結婚、死亡、出産などの慶弔給付、その他被災したときや退職したときなどの給付
福利厚生事業	レクリエーション事業、サークル助成事業など会員の研修・親睦に必要と認められる助成事業
貸付事業	職員が資金を必要とするときの貸付

(4) 利益の保護

職員は、全体の奉仕者という立場から労働基本権の一部が制限されています。

その代わりに、市に対して中立的な機関である公平委員会に対して、身分上及び経済上の権利・利益の保護を求めることができるようになっており、適正な職務条件を確保するための「勤務条件に関する措置要求」と身分保証を確実なものとするための「不利益処分に関する不服申立て」があります。

平成17年度においては、「勤務条件に関する措置要求」及び「不利益処分に関する不服申立て」はありませんでした。

9 職員の競争試験及び選考の状況

職員の採用は、競争試験により行っています。平成17年度及び平成18年度途中までに実施した採用試験の結果及び内容はそれぞれ次のとおりです。

(1) 平成17年度実施の採用試験

① 採用試験実施結果

職 種	申込者数	受験者数 A	1次合格者数	最終合格者数 B	倍 率 A/B	
事務職員	一 般	38	32	10	3	10.7
	社会人 経験者	78	72	19	4	18.0
消 防 職 員	22	20	9	2	10.0	
保 健 師	6	6	4	2	3.0	
看 護 師	19	19	—	13	1.5	
期限付嘱託職員	44	43	17	10	4.3	

② 採用試験の内容

職 種	1次試験	2次試験
事 務 職 員 (一 般)、 (社会人経験者)	実施日：7月24日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 専門試験(択一式)、 適性検査、作文試験	実施日：9月18日(日) 内 容：面接試験
消 防 職 員	実施日：7月24日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 適性検査、作文試験	実施日：8月28日(日) 内 容：面接試験
		実施日：9月12日(月) 内 容：体力検査
保 健 師	実施日：7月24日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 専門試験(択一式)、 適性検査、作文試験	実施日：8月28日(月) 内 容：体力検査
看 護 師	実施日：8月25日(木) 内 容：専門試験(択一式)、 面接試験、作文試験	—
期限付嘱託職員	施日：10月16日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 作文試験	実施日：11月27日(日) 内 容：面接試験、パソコン検査

(2) 平成18年度実施の採用試験

① 採用試験実施結果

職 種		申込者数	受験者数 A	1次合格者数	最終合格者数 B	倍 率 A/B
事務職員	一般	30	27	8	3	9.0
	社会人 経験者	57	50	12	3	16.7
消 防 職 員		28	26	13	4	6.5
保 健 師		8	8	6	3	2.7
看護師	8/23 実施	15	15	—	13	1.2
	11/16 実施	4	4	—	4	1.0
期限付嘱託職員		42	41	21	11	3.7

② 採用試験の内容

職 種	1次試験	2次試験
事 務 職 員 (一 般) 、 (社会人経験者対象)	実施日：7月23日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 専門試験(択一式)、 適性検査、作文試験	実施日：9月3日(日) 内 容：面接試験
消 防 職	実施日：7月23日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 適性検査、作文試験	実施日：8月27日(日) 内 容：面接試験 ----- 実施日：8月28日(月) 内 容：体力検査
保 健 師	実施日：7月23日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 専門試験(択一式)、 適性検査、作文試験	実施日：8月27日(日) 内 容：面接試験
看 護 師	実施日：8月23日(水) 内 容：専門試験(択一式)、 面接試験、作文試験	—
	実施日：11月16日(木) 内 容：専門試験(択一式)、 面接試験、作文試験	—
期限付嘱託職員	施日：10月29日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 作文試験	実施日：11月26日(日) 内 容：面接試験、パソコン検査